

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東王田池地区）を行うことについて令和7年6月4日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部農林水産課において令和7年6月20日から同年7月10日まで縦覧に供する。

令和7年6月13日

香川県知事 池 田 豊 人